

再交付・書換申請に関する「Q&A」

Q 1. 申請書を提出して、合格証明書が届くのはどれくらい？

→ A 1. お手元に届くのは窓口が受け付けてから、時期にもよりますが、**1ヶ月程度**の時間がかかります。

Q 2. 申請書を整備局に直接持ち込んでもよいの？

→ A 2. 持ち込み、郵送、どちらでも受付致します。

Q 3. 建築施工管理技士なんだけど、住所変更の届け出は必要？

→ A 3. **合格証明書**については、住所変更の届け出（書換申請）の**必要はありません**。

※令和6年4月1日以降に交付される合格証明書については、本籍を記載しないこととなりました。

本籍に変更があった場合の合格証明書の書換申請についても不要です。

Q 4. 本籍が九州地方以外だけど受付はしてもらえるの？

→ A 4. 現住所が**九州地方**であれば、九州地方整備局で受付いたします。

なお、本籍が九州でも、現住所が九州以外の場合は、現住所地の地方整備局の受付になります。

Q 5. 長期の出張などで九州地方にいる場合の受付はしてもらえるの？

→ A 5. 住民票などの住所変更をしていない場合は、本来の（住民票上の）住所を管轄する整備局で対応いたします。

また、合格証明書の送付先も、本来の住所へ郵送いたします。詳しくは、担当者までお問い合わせ下さい。

Q 6. 2度目の再交付だけど、手続きは最初と同じ？

→ A 6. 再交付が2回目以降の申請者に対しては、申請者本人に対して地方整備局に出頭を求め、面談により事情を聴取する場合があります。詳しくは担当者までお問い合わせ下さい。

Q 7. 電話での合格証明書の番号を教えてもらえるの？

→ A 7. 電話でお答えすることは**できません**。

手元にない場合は、再交付申請をしていただいた上で受理証明にてご確認頂いています。

新規合格者で、新しい合格証明書が届いていない場合も、合格証明書到着までお待ちください。

詳しくは担当者までお問い合わせ下さい。

Q 8. どうしても会社住所で申請したいけど、出来るの？

→ A 8. 会社住所で申請は**できません**。

簡易書留でお送りしますので、自宅住所で受け取れない場合、不在票を持って郵便局で受け取り等の方法があります。

詳しくは担当者までお問い合わせ下さい。

Q 9. 技術検定「大臣認定書」の再交付は、出来るの？

→ A 9. こちらの窓口では受付できません。

「大臣認定」については、[国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 建設業技術企画室 技術検定係](#)へ確認して下さい。

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 建設業技術企画室 技術検定係

連絡先 Tel : 03-5253-8111 (内線24744)

Q 10. 監理技術者資格者証の再発行は、出来るの？

→ A 10. こちらの窓口では受付できません。

監理技術者資格者証については、[\(一財\)建設業技術者センター](#)へ確認して下さい。

一般財団法人建設業技術者センター 連絡先 Tel : 03-3514-4711

(詳しくは、一般財団法人建設業技術者センターHPをご利用下さい。)